

令和8年度 第2回農業委員会総会 (8. 5. 21)  
開 会 午後2時 小平市役所 6階 601会議室

議 長～ ただいまから、令和8年度・第2回農業委員会総会を開催します。  
議事における発言の際には、挙手のうえ、議長に発言許可を求めていただくよう、  
お願いいたします。  
なお、署名委員につきましては、議長より指名させて頂くことにご異議ございませ  
んか。

全 員～ 異議なし。

議 長～ 1番 竹内委員、2番 中村委員にお願いします。

**第1号議案 生産緑地買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の件**

---

議 長～ 1番 申 請 者  
2番 申 請 者

以上2件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事 務 局～ 第1号議案から第4号議案の現地調査につきましては、5月15日午前  
に8番井上委員、15番高橋委員及び事務局、同日午後には9番村野委員、  
12番浅見委員及び事務局とで行っております。

1番及び2番につきましては、生産緑地において買取申出理由の生じた者が、農業  
の主たる従事者に該当することの証明発行の依頼によるものでございます。

1番

現地案内図は、1ページ、1番です。

8番井上委員から調査結果の報告をお願いいたします。

8番井上委員～ 現地は、トマト、エダマメが作付けされておりました。また、今後作付け予定の畑  
については、綺麗に耕運されておりました。適正に管理されており、問題ございま  
せん。

事 務 局～ 2番

現地案内図は、2ページ、2番です。

8番井上委員から調査結果の報告をお願いいたします。

8番井上委員～ 現地は、トウモロコシ、キュウリ、トマト、ビーマン、ネギなどが作付けされてお  
りました。下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。

議 長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員 ～ な し

議 長 ～ 特にないようですので、以上2件を従事者として証明することに決定いたします。

## **第2号議案 相続税納税猶予に関する適格者証明の件**

---

議 長 ～ 3 番 申 請 者

以上1件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 ～ 3番につきましては、農地の相続人が相続税納税猶予の適用を受けるための適格者であることを証明するものでございます。

3 番

現地案内図は、3ページ3番です。

8番井上委員から調査結果の報告をお願いいたします。

8番井上委員～ 現地は、タケノコ、柿、ブルーベリーなどが栽培されておりました。また、サトイモを作付けする予定の畑については、耕運されておりました。適正に管理されており、問題ございません。

議 長 ～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員 ～ な し

議 長 ～ 特にないようですので、以上1件を適格者として証明することに決定いたします。

## **第3号議案 相続税納税猶予に係る農業経営継続証明の件**

---

議 長 ～ 4 番 申 請 者

5 番 申 請 者

6 番 申 請 者

7 番 申 請 者

8 番 申 請 者

9 番 申 請 者

10番 申 請 者

以上7件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 ～ 4番から10番につきましては、相続税納税猶予継続手続きのために3年ごとの証明を発行するものでございます。

4 番

現地案内図は、4ページ、4番です。

9番村野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

- 9番村野委員～ 現地は、ブルーベリー、委託苗木、トウモロコシ、ニンニク、ネギなどが作付けされておりました。下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。
- 事務局～ 5番  
現地案内図は、5ページ、5番です。  
8番井上委員から調査結果の報告をお願いいたします。
- 8番井上委員～ 現地は、柿が栽培されておりました。下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。
- 事務局～ 6番  
現地案内図は、6ページ、6番です。  
9番村野委員から調査結果の報告をお願いいたします。
- 9番村野委員～ 現地は、ヤマボウシ、ハナミズキなどの植木が栽培されておりました。また、ナス、ピーマンなどの夏野菜が作付けされておりました。下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。
- 事務局～ 7番  
現地案内図は、7ページ、7番です。  
9番村野委員から調査結果の報告をお願いいたします。
- 9番村野委員～ 現地は、キュウリ、スイカ、トマト、トウモロコシ、サツマイモ、サトイモが作付けされておりました。また、一部植木が栽培されておりました。適正に管理されており、問題ございません。
- 事務局～ 8番  
現地案内図は、8ページ、8番です。  
9番村野委員から調査結果の報告をお願いいたします。
- 9番村野委員～ 現地は、トウモロコシ、ナス、ピーマン、ジャガイモ、柿が栽培されておりました。下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。
- 事務局～ 9番  
現地案内図は、9ページ、9番です。  
9番村野委員から調査結果の報告をお願いいたします。
- 9番村野委員～ 現地は、ブロッコリー、ソラマメ、サトイモ、ジャガイモ、大麦などが作付けされておりました。下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。

事務局～ 10番  
現地案内図は、10ページ、10番です。  
9番村野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

9番村野委員～ 現地は、トウモロコシ、赤シソが作付けされておりました。下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。

議長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全員～ なし

議長～ 特にないようですので、以上7件を農業経営継続中として証明することに決定いたします。

#### **第4号議案 相続税納税猶予に係る認定都市農地貸付け等継続証明の件**

---

議長～ 11番 申請者

以上1件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局～ 11番につきましては、認定都市農地貸付けを行っている農地の相続税納税猶予に係る3年ごとの継続手続きのための証明発行の依頼によるものでございます。

11番

現地案内図は、戻りまして9ページ、11番です。

9番村野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

9番村野委員～ 現地は、アスパラ、アレッタが作付けされておりました。下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。

議長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全員～ なし

議長～ 特にないようですので、以上1件を農業経営継続中として証明することに決定いたします。

以上が今月の議案でございます。

次に、4月13日から5月8日までに受付を行い、先に専決処理いたしましたものについて報告いたします。

## 専決処理規程による会長専決の報告について

### 第1号 農地転用のための届出の件 (法第4条)

---

議 長～ 12番 申請者

以上1件について、議案書のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事務局～ 今回報告の法第4条及び法第5条の届出に關しまして、所有者への意思確認及び現地調査につきましては、事務局にて行っております。また、すでに転用されている事実があるもの、過去に転用届けがあるものにつきましては、理由書を添付していただきました。

12番

現地案内図は、11ページ、12番です。

転用目的は専用住宅です。現況は雑種地でございます。

以上1件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を5月13日をもって行いましたので報告いたします。

以上でございます。

議 長～ 以上報告がありましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員～ な し

議 長～ 特にないようですので、専決処理に伴う4条転用の報告を終わります。

### 第2号 農地転用のための権利移動または設定届出の件 (法第5条)

---

議 長～

13番 譲受人

譲渡人

14番 譲受人

譲渡人

15番 譲受人

譲渡人

16番 譲受人

譲渡人

以上4件について、議案書のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事務局～ 13番

現地案内図は、12ページ、13番です。

転用目的は店舗、事務所、工場で、権利の内容は賃借権の設定です。

現況は畑でございます。

#### 14番

現地案内図は13ページ、14番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。

現況は畑及び宅地でございます。

#### 15番

現地案内図は14ページ、15番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。

現況は畑でございます。

#### 16番

現地案内図は15ページ、16番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。

現況は更地でございます。

以上4件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を4月23日及び5月8日をもって行いましたので報告いたします。

以上でございます。

議 長～ 以上報告がありましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員～ な し

議 長～ 特にないようですので、専決処理に伴う5条転用の報告を終わります。  
以上をもちまして農業委員会総会を閉会いたします。